

各私立学校（園）長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みの推進について（通知）

標記について、平成 2 5 年 1 月 1 7 日付け私第 2 6 9 5 号「教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて」により、私立学校（園）の体罰の根絶に向けた取組み状況等の報告及び指導体制の充実に向けた適切な対応をお願いいたしました。

その結果、府内私立学校 4 9 校において在校生に対する体罰があったとの報告があり、別添のとおり調査結果の概要を報道機関に提供しましたので、参考にお送りいたします。

体罰は、いかなる場合においても行ってはならない行為です。これまでも各学校（園）では、体罰防止に向け研修を実施されるなど、教職員に対して指導を行っておられることと存じますが、大阪府教育委員会の取組み等を踏まえ、改めて学校（園）内の体罰を許さない指導体制の充実に向けて適切に対応され、より一層体罰根絶に向けた取組みを進めていただくようお願いいたします。

なお、本通知の全文については大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html>

<参考>

・大阪府教育委員会の取組み（大阪府教育委員会議平成 2 5 年 2 月会議の報告事項 3）

<http://www.pref.osaka.jp/kyoikusomu/meeting/h2502.html>

・体罰防止マニュアル

<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>

《担当》

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 坂田：06-6941-0351（内線 4856）

専各振興グループ 久才：〃（内線 4860）

幼稚園振興グループ 上田：〃（内線 4862）